市民後見人養成研修(基礎研修)

受講者募集

参加無料

成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が十分でない方の権利を守り、支援する制度です。市民後見人は、市町村による養成研修を受講し、成年後見制度に関する知識・態度を身につけ、家庭裁判所から選任された方のことです。 ご本人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように活動する市民後見人は、市民の特性を活かした担い手として注目されています。

このたび、大和市では第3期大和市市民後見人養成研修を開講します。<u>養成研修の受講を希望する方は、まずは説明動画をご視聴していただく必要があります。</u>

対 象

・大和市に住民登録があり、令和8年3月31日現在の年齢が満25歳以上 満70歳以下の方。

回線燃料回

• 成年後見制度に関心があり、市民後見活動を担う意欲のある方。 ※詳細は裏面をご覧ください。

説明動画の内容

- 市民後見人養成、活動支援について
- ・市民後見人養成研修について(研修内容、受任案件等)
- 応募要件や申込み方法の詳細について



「大和市イベントキャラクター ヤマトン」

説明動画 視聴申込み方法

次の①②のいずれかの方法でお申込みください。

①次のフォームからお申込みください。

URL: https://forms.gle/dwv2WAyAnczmjcuo9

②メールに氏名・ふりがな・郵便番号・住所・電話番号(日中連絡がとれる番号)・

メールアドレスを記載し、下記あてに送信してください。

kouken@knsyk.ip ※県社会福祉協議会よりメール返信いたします。

受信できるアドレスでご連絡ください。

※上記①②による申込みが難しい場合は、電話にて受付いたします。

045-534-6045(平日の9時~17時まで)

申込み・視聴期間

説明動画の視聴申込み期間 11/17(月)9:00~12/19(金)12:00

説明動画の視聴・配信期間 11/17(月)9:00~12/19(金)17:00

申込み・問い合わせ先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進課(かながわ成年後見推進センター)

電 話 045-534-6045(平日9時~17時まで)

ファクシミリ 045-314-3472

電子メール kouken@knsyk.jp

主催: 社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会(神奈川県委託事業) 共催: 社会福祉法人 大和市社会福祉協議会(大和市委託事業)

市民後見人養成研修(基礎研修)募集の概要

受講申込方法等については、説明動画の中で詳しく説明いたします

応募資格

次のすべてに該当し、市民後見人として活動することを目指す方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、大和市に住民登録があり、今後も、引き続き大和市内に居住して活動をする予定の方。
- ② 令和8年3月31日現在の年齢が、満25歳以上、満70歳以下の方。
- ③ 基礎研修の全日程の受講が可能な方。
- ④ 民法第847条に定める、後見人の欠格事由(家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、破産者、行方の知れない者)に該当していないこと。
- ⑤ 後見人等を受任している団体に所属、または関与していない方。また今後もその予定がない方。

定 員

大和市に在住の方 10名 (実践研修に進むことができる人数です)

*受講者は審査結果により、定員に満たない人数となる場合があります。

受講料

無料 (会場までの交通費は自己負担)

内 容

基礎研修は、成年後見制度の専門的知識がない方に学んでいただくことを目的としたレベルとなっています。

# 1			•				
開講あいさつ・講座の説明	基礎 I (動画研修)				基礎Ⅱ(集合研修)		
# 1講 地域福祉論	対象	形式		プログラム	対象	形式	プログラム
#1講 地域福祉論		ンデマンド配	開講あいさつ・講座の説明			住	第14講 意思決定支援Ⅱ(事例検討)
民後見人を目指す方式 第2講 成年後見制度総論 す見人を目指す方式 ボー基礎 I 」第13講で「基礎 II 」に進むたといて説明があります。 第6講 高齢者の理解 *「基礎 II 」は神奈川県社会福祉協議会の理解 第7講 認知症の理解 *「基礎 II 」は神奈川県社会福祉協議会の理解 第8講 障害の理解(精神障害) 神奈川区反町)での開催を予定していまりの開催を予定していまります。 第9講 障害の理解(知的障害) (会場が変更となる場合もあります)	市		第1講	地域福祉論	指後 す見 人人	合形	試験説明
見人を目指すする 第3講 家庭裁判所の役割 を 閉講式・実践研修説明 第4講 権利擁護・後見人の倫理 第5講 意思決定支援 I 第6講 高齢者の理解 第6講 高齢者の理解 について説明があります。 *「基礎 I 」第13講で「基礎 II 」に進むたといて説明があります。 第7講 認知症の理解 第8講 障害の理解(精神障害) 第8講 障害の理解(精神障害) 第9講 障害の理解(知的障害) (会場が変更となる場合もあります)	民		第2講	成年後見制度総論			試験(選択問題/論述問題)
を目指すする 第4講権利擁護・後見人の倫理 第5講 意思決定支援 I *「基礎 I 」第13講で「基礎 II 」に進むたといて説明があります。 第6講 高齢者の理解 について説明があります。 第7講 認知症の理解 *「基礎 II 」は神奈川県社会福祉協議会・神奈川区反町)での開催を予定していまで、 第8講 障害の理解(精神障害) 神奈川区反町)での開催を予定していまで、 第9講 障害の理解(知的障害) (会場が変更となる場合もあります)	見		第3講	家庭裁判所の役割			閉講式•実践研修説明
す方 不 第6講 高齢者の理解 について説明があります。 ・ 次 第7講 認知症の理解 *「基礎II」は神奈川県社会福祉協議会 神奈川区反町)での開催を予定していま (会場が変更となる場合もあります)	を見		第4講	権利擁護・後見人の倫理			•
第6講 高齢者の理解 について説明があります。	指		第5講	意思決定支援 I	*「基礎Ⅱ」は神奈川県社会福祉協議会(横浜市 神奈川区反町)での開催を予定しています。		
活			第6講	高齢者の理解			
動に関い 第8講 障害の理解(精神障害) 神奈川区反町)での開催を予定していま (会場が変更となる場合もあります)	動に関		第7講	認知症の理解			
関 第9講 障害の理解(知的障害) (会場が変更となる場合もあります)			第8講	障害の理解(精神障害)			
			第9講	障害の理解(知的障害)			
			第10講	障害者権利条約·障害者差別解消法			
る 第11講 民法(家族法・財産法)			第11講	民法(家族法·財産法)			
第12講 消費者保護			第12講	消費者保護			
第13講 基礎Ⅱ(集合開催)受講説明			第13講	基礎Ⅱ(集合開催)受講説明			

応募にあたっての注意事項

- ① 市民後見人養成研修は、今回の「基礎研修」に引き続き、市町村の「実践研修」等が予定されています。「実践研修」等の受講に当たっては、講義内容の習熟度等を確認するための試験を行い、所定の申込み書類と合わせて実践研修へ進むことができる方を選考いたします。
- ② 「基礎研修」・「実践研修」等、両方の研修受講により養成研修の修了となります。
- ③ 養成研修を受講することによって、成年後見人等になることを保証したり資格を得るものではありません。 成年後見人等は、個別の案件に応じて、家庭裁判所から選任されます。
- ④ 成年後見人等の活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本養成研修の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。